

# 集団資源回収実施のてびき

～目次～

資源回収報奨金のお支払いまでの流れ	P 1
長野市資源回収団体登録申請書記入例	P 2～3
資源回収報奨金交付申請書の記載例・記入上の留意事項	P 4
長野市集団資源回収の実施等に関するガイドライン	P 5～6
長野市集団資源回収の実施等に関するガイドラインの運用について	P 7～10
「その他の古紙」を分別・リサイクルしましょう！	P 11
ビン・衣類の集団回収に取り組みませんか？	P 12
リサイクルハウス設置事業補助金をご活用ください	P 13

## 資源回収報奨金のお支払いまでの流れ

### ①回収方法等の検討、周知

●回収場所・回収方法・実施日・取引業者等を決めます。実施に際しては、事前に「**長野市集団資源回収の実施等に関するガイドライン**」及び**運用について**をご確認ください。

※回収方法は、リサイクルハウスや公民館など指定の場所に各自が持ちこむ方法、各家庭に回収に行く方法など、やりやすい方法をご検討ください。

●回覧等で各家庭に周知します。

### ②資源回収団体登録

●「**資源回収団体登録申請書**」（様式第1号）を記入し、市へ提出します。（登録は毎年度必要です）

※年度途中で登録内容を変更する場合は、「資源回収団体登録変更届」（様式第2号）を提出してください。

### ③資源回収の実施

### ④報奨金の交付申請

●「**長野市資源回収報奨金交付申請書**」（3枚複写の用紙）の1枚目（白い紙）を、お近くの支所または生活環境課まで提出します。

※古紙類・布類を回収した場合、必ず**検量書〔計量書〕**を添付してください。

※個人名義の口座への振込を希望する場合には、委任状を添付してください。

※提出期限は、資源回収を実施した月の翌月5日です（5日が休日の場合は翌開庁日、3月実施分は3月31日）。

※申請書の用紙は、回収事業者から配付されるケースが多いですが、お手元がない場合は、支所または生活環境課の窓口でお渡しできます。

### ⑤報奨金のお支払い

●実施月の翌月下旬～翌々月初旬ごろに、報奨金交付申請書に記載された指定口座にお振込みします。

**記入例**

長野市資源回収団体登録申請書

〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 長野市長

※1 フリガナ ……クイクセイカイ  
 団体名 **〇〇区 育成会 など**  
 〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
 住 所 **長野市長野町〇〇番地**  
 フリガナ ナガノ タロウ  
 代表者氏名 **長野 太郎**  
 連絡先 (電話) 〇〇〇-〇〇〇〇

**新年度の代表者氏名・住所を記入してください。  
 未定の場合は、現時点の代表者名等を記入いた  
 だき、変更があり次第、変更届を提出ください。**

長野市資源回収報奨金交付要綱第3第1項の規定により、次のとおり団体を登録したいので申請します。

※2	実施主体	自治組織・環境美化推進会 <b>育成会</b> ・学校・PTA・老人会・公民館・その他( )		
※3	実施範囲	<b>〇〇区</b>	参加世帯数	<b>300</b> 世帯
※4	回収場所	<b>リサイクルハウス</b> ・ <b>公民館等</b> ・学校等・ごみ集積所・その他( ) ※地図添付		
※5	実施計画 (番号を丸で囲み 必要事項を記入 してください。)	1 週____回 ( ※曜日等を記載) ② 月 <u>1</u> 回 ( <b>第3日曜日</b> ) 3 年____回 ( ) ④ その他 ( <b>リサイクルハウスについては随時持ち込み</b> )		
※6	回収方法	(具体的に) 例1：第3日曜日については、決められた時間までに区民が公民館へ持ち寄る。 例2：玄関先に出された資源物を、子供たちが回収して公民館へ運ぶ。 例3：リサイクルハウスへ区民が随時持ち込む。		
※7	資源回収実施 の周知方法	(具体的に) ※回覧物等を添付 例1：独自のカレンダーを全戸配布 例2：実施月初めに回覧で周知		
※8	回収品目	<b>古紙類</b> <b>缶類</b> <b>布類</b> <b>ビン類</b>		
※9	回収業者	(名称) <b>〇〇商店</b> (品目) <b>古紙類</b>	(名称) <b>△△商事</b> (品目) <b>缶類・ビン類</b>	
		(名称) <b>(株)□□</b> (品目) <b>布類</b>	(名称) (品目)	
※10	書類送付先 (代表者様以外 への振込通知等 の送付を希望す る場合は記入。)	住 所	<b>〒〇〇〇-〇〇〇〇 長野市長野町〇〇番地〇〇</b>	
		フリガナ 氏 名	<b>ナガノ ジロウ 長野 次郎</b>	
		連絡先 (電話)	<b>〇〇〇-〇〇〇〇</b>	

**※「記入上の注意事項」もご確認ください。**

## 長野市資源回収団体登録申請書 記入上の注意事項

- ※1 学校や幼稚園などで実施する場合は、なるべく**学校名等**ではなく「〇〇〇児童会」や「〇〇PTA（保護者会）」で**実施**してください。（事業活動による資源物は報奨金の対象外です）
- ※2 実施主体：該当するものを○で囲んでください。
- ※3 実施範囲：資源回収を実施する範囲（行政区や通学区など）を記入してください。
- ※4 回収場所：該当するものを○で囲んでください。（資源回収専用の物置小屋をリサイクルハウスと呼びます）  
回収場所（排出場所）の位置図を添付してください。
- ※5 実施計画：年間の実施計画について、該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。  
「年2回」、「春・夏」などと曖昧な日程ではなく、具体的な日程を記入してください。
- ※6 回収方法：記入例のように、**具体的に**記入してください。  
回収場所が何種類かある場合（リサイクルハウスとごみ集積所など）は、それぞれについて、回収方法や実施日を記入してください。
- ※7 資源回収実施の周知方法：記入例のように**具体的に**記入してください。  
周知に用いる回覧物やチラシ等を添付してください。口頭で周知している場合は不要です。
- ※8 回収品目：該当するものを○で囲んでください。
- ※9 回収業者：回収業者及び回収品目について記入してください。
- ※10 書類送付先：代表者様以外への振込通知等の送付を希望する場合は、記入してください。

# 資源回収報奨金交付申請書の記載例・記入上の留意事項

様式第3号（第5関係）

記載例

## 長野市資源回収報奨金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長野市長あて

団体名 長野育成会  
 代表者住所 長野市大字鶴賀緑町1613  
 フリガナ ナガノ タロウ  
 代表者氏名 長野 太郎  
 連絡先(電話) 226-4911

下記伝票のとおり資源回収を行ったので、次の口座へ報奨金を交付してください。

金融機関名 △△銀行 信用金庫・農協・信用組合 〇〇 (支店・支所)  
 口座の種類 普通 当座            口座番号 0123456  
 フリガナ ナガノイクセイカイ  
 口座名義人 長野育成会

(預金通帳とおりフリガナまで正確に記入して下さい)

記

資源物回収引取伝票 (引取日 年 月 日)			
団体名 <b>長野育成会</b>		住所 業者名 氏名	
品名	重量	単価	金額
古紙類	新聞	kg	円
	雑誌	kg	円
	段ボール	kg	円
	牛乳パック	kg	円
	その他( )	kg	円
缶類	スチール缶	kg	円
	アルミ缶	kg	円
布類	kg	円	円
びん類	1.80を超えるビン	本	円
	1.80以下のビン	本	円
	ビール大びん	本	円
	その他( )びん	本	円
合計			円

申請者が記入。

業者が記入。

申請書を提出する前にご確認ください

### ☆ 代表者情報等について

- 事前に登録した団体名・代表者住所・代表者氏名等を記入していますか。

### ☆ 振込口座について

- 預金通帳どおりに正しく口座名義や口座番号が記載されていますか。  
**(注) 実際に登録されている口座名義(フリガナ)と異なる口座名義が記入されているケースが見られます。記入する前に今一度預金通帳をご確認ください。代表者の変更等に伴い、口座名義人が変更される場合もありますのでご注意ください。**
- 金融機関名の「支店・支所」欄は正しく選択されていますか。
- 団体名と違う口座名義や個人名義の口座への振込を希望する場合、委任状は添付されていますか。

### ☆ その他

- 修正液・修正テープは使用しないでください。
- 消えるペンは使用しないでください。
- 古紙類・布類を回収した場合、「検量書」(計量書)は添付されていますか。(控えは団体で保管ください。)

# 長野市集団資源回収の実施等に関するガイドライン

平成 19 年 4 月 1 日改定

長野市環境部生活環境課

集団資源回収の実施にあたり活動の指針となるよう以下のとおり策定しましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

長野市では、ごみの減量・リサイクルの推進、また、市民の排出機会の増加を目的として団体による資源物の回収を推奨しています。

集団資源回収の活動に当たっては、一定の基準のもと適正に実施する必要があります。実施に際しては以下の事項に留意してください。

- ① 同一区内で複数の団体が資源回収を実施する場合は、回収日、回収範囲及び回収品目など調整してください。
- ② 市が回収する日と同一日に実施した場合は、集団資源回収の対象とはなりません。ただし、ごみ集積所以外で拠点回収（リサイクルハウス等）をする場合は除きます。（注意：ごみ集積所は市が回収する日には、市による収集のみとしてください。）
- ③ 排出機会の増加という観点から、市が回収する日と集団資源回収日の間隔（概ね 1 週間程度）をあけるようにしてください。ただし、リサイクルハウス等を利用している場合や毎月〇曜日などと固定して実施日を定めている場合は除きます。
- ④ 市が回収する日にごみ集積所に排出された資源物を集団資源回収とすることはできません。
- ⑤ 市が回収する日にごみ集積所に資源物を排出しようとする市民の排出を拒んだり、集団資源回収へ排出させるよう強要しないでください。
- ⑥ 市の回収する日以外にごみ集積所を利用して集団資源回収を行う場合は、回収した資源物の取り残しなどがないよう万全の措置を講じるとともに、万一事故等が発生した場合には、資源回収団体の責任において処理し、市の回収の支障とならないようにしてください。

- ⑦ 市で配置したごみ集積所回収専用ネット及びコンテナは、集団資源回収には使用しないでください。
- ⑧ 集団資源回収の実施日を地区住民に掲示物や回覧物等で周知する場合には、市の回収日が変更になったと誤解を招く恐れのある表記はしないでください。  
また市から配布される「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー」を加筆・修正しないでください。
- ⑨ 家庭以外の事業所などから排出された古紙・段ボール・空缶などは理由を問わず一切集団資源回収の対象とすることはできません。

※「長野市集団資源回収の実施等に関するガイドラインの運用について」参照

## 1 市の責務と集団資源回収について

法の規定により、一般廃棄物（市民から排出されるごみも含む）の収集・運搬・処分は市町村の責務とされています。このため市民のごみ・資源物等の排出の機会を平等に確保する必要があります。

また、集団資源回収は、市の4週に1回の収集日の他に市民の排出機会を増やし、利便性の向上が図られるもので、市の回収と集団資源回収は区別しつつ、お互いを補完するものと考えています。

## 2 集積所に排出された資源物の取り扱いについて

市では、市民に「ごみ・資源物収集カレンダー」を配布し、収集日・収集品目等を指定し収集を行っています。

市の回収日にごみ集積所に排出された資源物を集団資源回収事業とすることはできません。

## 3 事業所から排出される資源物の取り扱いについて

事業所から排出される古紙・段ボール・空缶等の資源物は事業系廃棄物であり、排出者責任に基づいて処理されるべきものです。市の資源回収報奨金は、家庭から排出される資源物を交付対象としており、事業所から出る資源物については、集団資源回収の対象とすることはできません。

# 長野市集団資源回収の実施等に関するガイドラインの運用について（注意事項）

平成 29 年 2 月 1 日改定

長野市環境部生活環境課

## 1 集団資源回収を実施できない日程等について【ガイドラインの②】

市が回収する日と同一日に実施した場合は、集団資源回収の対象とはなりません。  
 ただし、ごみ集積所以外で拠点回収（リサイクルハウス等）をする場合は除きます。  
 （注意：ごみ集積所は市が回収する日には、市による収集のみとしてください。）

原則として、市の回収日と集団資源回収日が同じでない場合に、集団資源回収を実施することができます。

ただし、ごみ集積所以外で拠点回収（リサイクルハウス等）をする場合には、排出者の意思により持ち寄ることになるため、市の回収日と同一日に実施できるものとします。

この場合は、市の回収の支障とならないよう資源物を区別し、管理をお願いします。

### 集団資源回収を実施できる曜日確認表（※実施地区の市の回収日をご確認ください）

市の回収日 (例) 集団回収場所	日	月	火	水	木	金	土
		可燃	不燃 資源		可燃 プラ		
可燃ごみ集積所	○	×	×	○	×	○	○
不燃・資源 ごみ集積所	○	○	×	○	×	○	○
不燃・資源ごみ集積 所がプラの排出場 所ではない場合	○	○	×	○	○	○	○
ごみ集積所以外の 回収拠点（リサイク ルハウス・公民館等）	○	○	○	○	○	○	○
軒先（各家庭を回っ て回収する場合）	○	○	▲又は×	○	○	○	○

○……………実施できる。

▲……………市の回収の収集品目と資源回収の収集品目が同じでない場合に実施できる。

×……………実施できない。

## 2 市の回収日と集団資源回収日との間隔について【ガイドラインの③】

排出機会の増加という観点から、市が回収する日と集団資源回収日の間隔（概ね1週間程度）をあけるようにしてください。

ただし、リサイクルハウス等を利用している場合や毎月〇曜日などと固定して実施日を定めている場合は除きます。

- (1) 古紙類・ビン類・缶類の全てを集団資源回収している場合で、全ての品目について1週間程度の間隔をあけることが困難な場合は、市の古紙類回収日との間隔をできるだけあけてください。
- (2) 実施日を固定している場合等（例：毎月第〇曜日など）は、実施日が集団資源回収日であることが地域に定着していることを考慮し、ただし書きを適用します（次の表を参考にしてください）。

集団回収場所	実施方法		ただし書きの適用
	集団回収日	回収日（例）	
（例1） ごみ集積所	実施日を固定し、定期的 に実施している場合	毎月第〇曜日・毎月△日・ 毎週×曜日 など	○
	年数回程度等、不定期に 行う場合	年〇回・春と秋 など	×
（例2） ごみ集積所以外の 回収拠点 （リサイクルハウ ス・公民館等）	毎日	随時持ち込む	○
	実施日を固定し、定期的 に実施している場合	毎月第〇曜日・毎月△日・ 毎週×曜日 など	○
	年数回程度等、不定期に 行う場合	年〇回・春と秋 など	○
（例3） 軒先（各家庭を回っ て回収する場合）	実施日を固定し、定期的 に実施している場合	毎月第〇曜日・毎月△日・ 毎週×曜日 など	○
	年数回程度等、不定期に 行う場合	年〇回・春と秋 など	×

## 3 集団資源回収で使用するネット類について【ガイドラインの⑦】

市で配置したごみ集積所回収専用ネット及びコンテナは、集団資源回収には使用しないでください。

ごみ集積所を使用して集団資源回収を実施する場合、実施団体で用意した集団資源回収用ネットに入った缶類を市の回収の取り残しと誤認して、市に問い合わせが寄せられる事例が生じています。誤認を防ぐため、次のとおり対応をお願いします。

- (1) 集団資源回収で使用するネット類は、各団体で用意し、団体名を表示してください（別添1参照）。
- (2) 市の回収で使用するネットの色（青色、緑色）とは異なる色のネットを用意してください（既存のネットがある場合は、次回購入時からご対応願います）。



#### 4 集団資源回収実施の掲示物や回覧物等について【ガイドラインの⑧】

集団資源回収の実施日を地区住民に掲示物や回覧物等で周知する場合には、市の回収日が変更になったと誤解を招く恐れのある表記はしないでください。

また、市から配布される「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー」を加筆・修正しないでください。

集団資源回収の実施を地区住民に周知する掲示物や回覧物等には、原則として、次の表記をしてください。

- (1) 「集団資源回収」、「団体名」、「責任者名」を表記する。
- (2) 「市による収集は、市のカレンダーどおり行います。」の一文を線で囲み加える。

(例 1)

〇〇区で実施する  
「紙類」の集団資源回収日は  
**3月15日(木)**です。  
ご協力をお願いいたします。

市による収集は、市のカレンダーどおり行います。

〇〇区長××

(例 2)

××区の**集団資源回収**を下記のとおり実施します。

記

実施日 令和〇年10月14日(日)  
回収品目 新聞・雑誌・段ボール  
缶類・びん類・布類  
排出方法 最寄りのごみ集積所に朝8時  
30分までに排出してください。

市による収集は、市のカレンダーどおり行います。

××区 △△

(例 3)

××区環境美化推進会の「缶類」の集団資源回収を、下記のとおり実施します。

記

1月15日(火)	7月15日(日)
2月15日(木)	8月25日(土)
3月15日(木)	9月15日(土)
4月15日(木)	10月15日(月)
5月15日(日)	11月15日(木)
6月15日(金)	12月15日(土)

決められたごみ集積所へ朝8時までに排出してください。ご協力をお願いいたします。

市による収集は、市のカレンダーどおり行います。

××区環境美化推進会長 ○○

(例 4)

**回覧**

令和〇年3月吉日

各位

〇〇区長 ××××

令和〇年度集団資源回収の実施について

日頃、区の . . . . .

さて、令和〇年度の〇〇区の集団資源回収を毎月第3月曜日に実施することになりました。

区民の皆様には是非趣旨に御理解いただきまして御協力をお願いいたします。

対象品目は紙類(「新聞・ちらし」、「雑誌」、「ダンボール」、「紙パック」)だけとし、それぞれに分別し朝9時までに最寄りのごみ集積所へお出しくください。

市による収集は、市のカレンダーどおり行います。

## 集団資源回収で使用するネット類について

各団体の資源回収の実施方法や規模などは様々であることから、実情に応じてご検討し用意していただくようお願いいたします。

ネット類は、ホームセンターや金物店・雑貨店などで購入できます（下図参照）。

また、市の収集ネットと同タイプの物も既製品でありますので、金物店・雑貨店にご相談いただければ取り寄せることができます。なお、市で配置したごみ集積所回収専用ネットと容易に見分けがつくように、青色・緑色以外のネット類のご購入いただくとともに、ネット類へ団体名の表示をお願いします。

### ① フレコンバック

大きさについては様々 500円～



### ② 雑袋

60cm×90cm  
25枚入り1,500円前後



### ③ 回収ネット（筒状タイプ）

（市の収集ネットと同タイプ くち紐付き）

- (1) 75cm×75cm×H100cm  
@750円前後
- (2) 75cm×50cm×H100cm  
@700円前後



### ④ 回収ネット （袋タイプ くち紐付き）

100cm×120cm @300円前後



### ⑤ たまねぎネット20kg

40cm×70cm  
10枚入り750円前後



缶 約100個 約2kg

### 参 考



※ 価格については、インターネットなどにより調べたものであり、実際の販売価格とは異なります。

可燃ごみに入れてませんか？

# 「その他の古紙」を分別・リサイクルしましょう！

## 「その他の古紙」ってどんなもの？

ティッシュの空き箱、お菓子などの空き箱、メモ紙、はがき、名刺、封筒、トイレットペーパーやラップの芯、包装紙、学校等からのお知らせ文など



## 小さい「その他の古紙」の出し方は？

①家庭のごみ箱の横などに「その他の古紙」用の紙袋や古封筒を用意



※紙袋等が無い場合は、雑誌や空き箱（段ボール以外）の間にはさんでください

②古紙を入れていき、いっぱいになったらひもでギュツとし



※プラスチックなど紙以外の部分は取り外してください（ホッチキスの針など小さい金具は付いていてもOK）

③古紙類として回収場所へ出す  
（市による回収、集団資源回収など）



## 注意 リサイクルできない紙もあります

次のものは紙としてリサイクルできません。→可燃ごみへ

- ・使用済みのティッシュや油、食品で汚れた紙
- ・感熱紙（FAX用紙、レシートなど）、カーボン紙
- ・防水加工された紙（ヨーグルトの紙製容器、加工された紙コップなど）
- ・捺染紙（アイロンプリント紙、カバンや靴の詰め物（緩衝材）など）
- ・感熱性発泡紙（点字等に使用されるもの）
- ・においのついた紙（石けんや洗剤の包装、線香の箱など）
- ・写真、アルバム台紙
- ・窓あき封筒のセロファン
- ・粘着テープ、シール（台紙含む）
- ・シュレッダーくず
- ・中が銀色（アルミ）の日本酒などの飲料用紙パック など



まだまだ可燃ごみにリサイクルできる紙が混ざっています・・・



「その他の古紙」を分別・リサイクルして、集団資源回収量を増やしま



※回収業者によって対象品目や回収方法が異なります。回収業者と詳細な打合せをお願いします。

# ビン・衣類の集団回収に取り組みませんか？

～資源回収報奨金（6円/kg）の対象品目です～

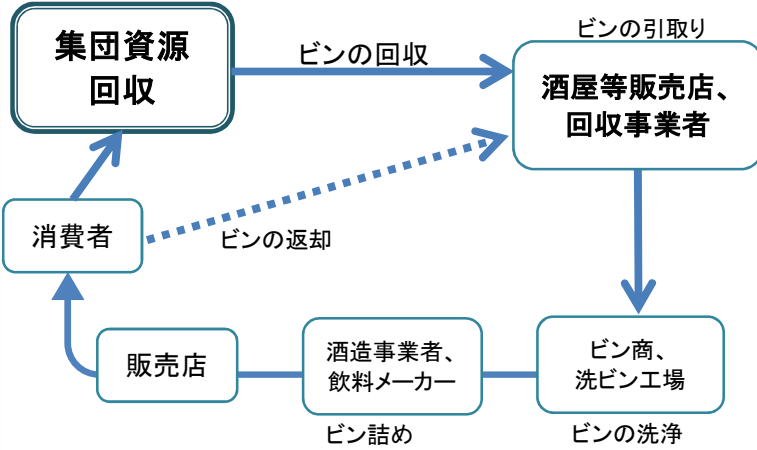
## ビン類



ビールビン、一升ビン、牛乳ビンなどは、「リターナブルビン」と呼ばれ、洗浄して繰り返し使用できるビンです。リターナブル容器を繰り返し使うことは、環境への負荷を少なくします。

これらのビンは、酒屋さんなど販売店等で回収を行っています。ぜひビンの集団資源回収に取り組んでみませんか？

### <リターナブルビンの再利用の主な流れ>



※集団資源回収でリターナブルビン以外のビンも回収されている事例もあります。

●市からの報奨金のほか、多くの場合、回収事業者からビンの買取代金が支払われます。  
※酒屋さん等の場合、一升ビン・ビールビンを1本数円で引き取っています。

●リターナブルビン以外のビンや、市がごみ集積所等から収集したビンも、色別に破碎・溶融等され、ビンなどにリサイクルされています。  
引き続き、ビン類の分別・リサイクルにご協力をお願いします。

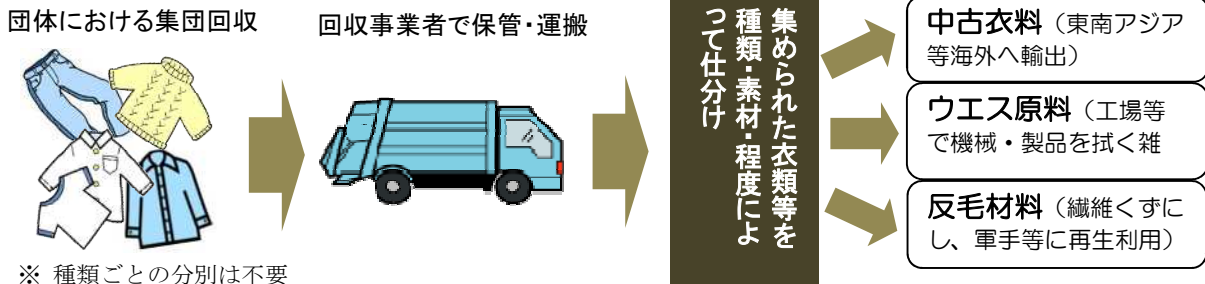
## 衣類



現在、衣類・古布類は可燃ごみとして収集され、焼却処理されています。ただ燃やすなんて「もったいない」と思いませんか？

ぜひ衣類・古布類の集団回収もご検討ください！団体の収入確保にもつながります。

### <衣類回収の主な流れ>



※ 種類ごとの分別は不要

#### ●回収可能な品物

・シャツ、トレーナー、ワンピース、ブラウス、スラックス、シーパン、スカート、スポーツウェア、子供服、革製衣料品、浴衣、着物、肌着、下着、ハンカチ・・・ など

※上記のほか、スーツ、タオル、シーツ、毛布、バッグ等も回収できる事業者もあります。

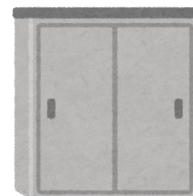
#### ●回収に当たっての注意点

・**水濡れは厳禁**です（カビが発生してしまうため）。透明なビニール袋に入れるなどしてお出してください。  
・油・ペンキ汚れのある物や布団、じゅうたん、裁断くず等、リサイクルが困難な品物もあります。回収事業者によって回収品目が異なるため、回収事業者と詳細に打合せをお願いします。  
・裁断したりボタンを外したりせずにお出してください。

※回収方法や対象品目など、詳しくは回収事業者までお問合せください。

# リサイクルハウス設置事業 補助金をご活用ください

資源物を一時保管しておく倉庫（リサイクルハウス）を設置する際に、補助金を交付します。



## 設置例

行政連絡区がリサイクルハウスを設置。区民が随時資源物を持ち込む。  
→資源物の排出機会を増やすことができ、回収量アップが見込めます。

## 補助金の対象となる団体

次のいずれかの団体が交付対象です。

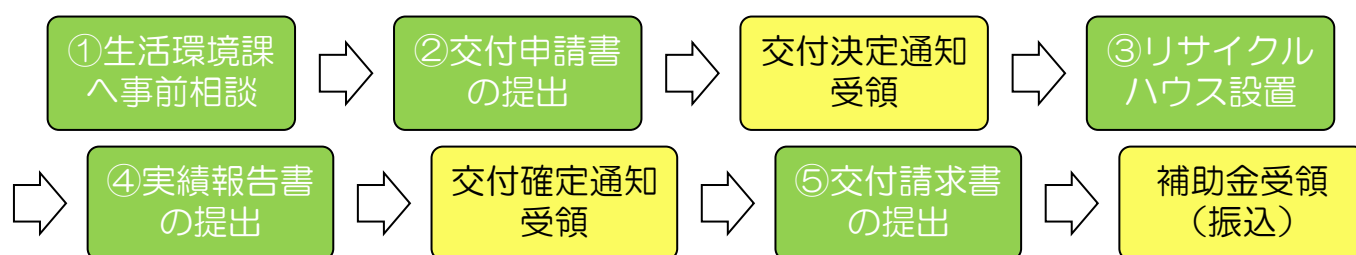
- 行政連絡区または住民自治協議会
- 資源回収団体（資源回収報奨金の交付を3年以上連続して受けており、かつ、活動の範囲が2つ以上の行政連絡区の区域にわたる団体）

## 補助金額

リサイクルハウスの設置に要する経費の4分の3以内を補助します。ただし、床面積に応じて上限があります。

床面積 2.0 平方メートル以上 3.3 平方メートル未満	105,000 円まで
床面積 3.3 平方メートル以上	200,000 円まで
構造上特に優れているもの	600,000 円まで

## 補助金受領までの流れ



- ①から⑤の手続きを申請者が行います。
- 交付申請書、実績報告書および交付請求書の提出先は生活環境課（第二庁舎3階）、またはお近くの支所です。申請様式は、生活環境課のホームページから印刷することもできます。
- 補助金の予算には限りがあります。
- その年度内に設置したものに限り、補助対象とすることができます。

問い合わせ先  
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地  
長野市環境部生活環境課 ごみ減量企画担当  
(市役所第二庁舎3階) TEL 224-5035